

外来生物法等における アライグマの取扱いについて

令和元年9月11日

佐賀県 県民環境部 有明海再生・自然環境課

< 今回の内容 >

- 1 外来種（外来生物）とは？
- 2 法令上のアライグマの取扱いについて
- 3 「特定外来生物の防除確認・認定」

1 外来種（外来生物）とは？

外来生物の定義：

【特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律】（外来生物法）

「海外から日本に導入されることにより、その本来の生息地又は生息地の外に存することとなる生物」

例えば...

食料として輸入したものが野生化
観賞用、ペット "
木材や飼料などの輸入物とともに侵入

ウシガエル、ジャンボタニシ
ブルーギル、ミドリガメ
ヒアリ、セアカゴケグモ

原則として、明治元年以降に導入されたものが対象



2 法令上のアライグマの取扱いについて

▶ 法令上の制限（規制される行為）等について

		移入規制種	特定外来生物 かつ移入規制種	特定外来生物	備考
代表例	ほ乳類 鳥類	・ヤギ ・ハクピシン	・アライグマ ・ヌートリア	・ソウシチョウ	「鳥獣保護管理法」 に基づき保護
	その他	・ミシシッピ アカミミガメ ・ワニガメ ・ホテアオイ	・ブラックバス ・ブルーギル ・カミツキガメ ・オオキンケイギク	・ウシガエル ・セアカゴケグモ ・ナガエツルノゲイ トウ	
禁止行為	県条例	・野外へ放つ、植える、蒔く (キャッチ&リリース不可)			ブラックバスは 北山湖に限り、 リリース可
	外来生物法		・飼育、栽培、保管、運搬 ・輸入 ・野外へ放つ、植える、蒔く ・譲渡、引渡し、販売		

県条例：佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成14年佐賀県条例第48号）

佐賀県移入規制種

【佐賀県環境の保全と創造に関する条例】

… 県内における地域の生態系の保全に
著しい支障を及ぼすおそれのある動植物

移入規制種(32種類) <R1.8.30 現在>

【主な種類】

- ・哺乳類 4種 **アライグマ**、ハクピシンなど
- ・爬虫類 3種 ワニガメ、カミツキガメ、
ミシシッピアカミミガメ（ミドリガメ）
- ・魚 類 7種 ブラックバス、ブルーギルなど
- ・植 物 18種 ホテアオイ、オオキンケイギクなど

規制の内容

野外に放つ行為（植栽、種蒔）の禁止（キャッチ&リリース含む）
栽培・飼育 決められた施設での管理
販売者 購入者への適切な説明の実施



特定外来生物 【外来生物法】

：外来生物の中でも、日本の在来種と異なる性質によって生態系等への被害を及ぼす、または及ぼすおそれのあるもの

特定外来生物

- ・ 哺乳類 25種
- ・ 鳥類 7種
- ・ 爬虫類 21種
- ・ 両生類 15種
- ・ 魚類 26種
- ・ 昆虫類 21種
- ・ クモ・サソリ類 7種類
- ・ 甲殻類、軟体動物等 10種類
- ・ 植物 16種

(代表種)

アライグマなど
ソウシチョウなど
カミツキガメなど
ウシガエル
ブラックバス(オオクチバス、コクチバス)、ガーなど
クビアカツヤカミキリ、ヒアリなど
セアカゴケグモ
オオキンケイギク、オオハングウソウなど



規制の内容

- ・ 飼育、栽培、保管、運搬
- ・ 輸入
- ・ 野外へ放つ、植える、蒔く行為(キャッチ&リリースは可能)
- ・ 譲渡し、引渡し、販売

外来生物法上、特定外来生物の捕獲・処分は誰でも可能！ ですが...



ブラックバス<魚類>



ヒアリ<昆虫類>



アライグマ<哺乳類>

哺乳類・鳥類の場合、
「鳥獣保護管理法」の規制があり、
捕獲等の禁止・制限がある！！！！



では、アライグマは毎回、鳥獣保護管理法の許可を取らないといけないのか???

3 「特定外来生物の防除確認・認定」

防除の確認・認定

○主務大臣以外の者が特定外来生物の防除を行う場合は、防除を行う旨とその実施方法等について、主務大臣の確認・認定を受けることができます。

○確認・認定を受けることで、計画的かつスムーズに防除を実施することができます。

○この確認・認定には申請書その他、防除実施計画書を添付しなければなりません。

○特定外来生物の駆除については、鳥獣保護管理法で捕獲が規制されている哺乳類と鳥類を除いて、だれもが自由に行うことができます。

○ただし、特定外来生物を生きのまま他の場所に運んでしまうことは規制されています。

○外来生物法に基づく防除の確認・認定を受けた場合、**鳥獣保護管理法の捕獲許可も不要となり、必要があれば生きのままの運搬も保管・運搬も行うことができます。**

環境省HP 日本の外来種対策から引用
<https://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>

アライグマ等の防除の確認・認定を受けている県内の団体

確認・認定を受けた者	特定外来生物の種類	確認・認定日	期間	
みやき町	アライグマ・ カニクイアライグマ	H23.2.24	H33.3.31まで (R3.3.31まで)	
基山町		H23.2.24		
嬉野市		H23.3.29		
吉野ヶ里町		H23.3.29		
玄海町		H23.2.3		
江北町		H23.3.29		
佐賀市		H23.3.31		
鹿島市		H23.3.29		
小城市		H23.3.31		
上峰町		H23.2.24		
神崎市		H23.3.29		
多久市		H23.4.19		
太良町		H23.3.31		
大町町		H23.3.23		
鳥栖市		H23.3.29		
唐津市		アライグマ		H23.2.24
白石町		アライグマ・ カニクイアライグマ		H23.3.29
武雄市	H23.3.17			
有限会社イーテック	H28.8.5			
有田町	H23.3.31			

まとめ

○アライグマは「特定外来生物」に指定されており、生きたままの運搬、保管等が禁止されている。

○「特定外来生物」の捕獲、処分等は誰でも可能だが、アライグマを含む哺乳類・鳥類の場合は「鳥獣保護法」の規制がかかってしまう。

○「アライグマの防除の確認」を受けている団体は、鳥獣保護法の捕獲許可が不要。必要があれば運搬・保管等も可能。ただし、防除計画に沿った防除が必要。